中国のエネルギー効率規制について

（Sep. 2013）

中国のエネルギー効率規制については、「中華人民共和国省エネ法」、「中華人民共和国品質法」、「中華人民共和国認証認可条例」の規定に基づいて、「エネルギー効率ラベル管理弁法」が規定されています。エネルギー効率ラベルの対象品目は「中華人民共和国エネルギー効率ラベル適用製品目録」として 2004 年の第 1 次品目から開始され、現在は 2012 年の第 39 号公告により追加された第 10 次品目までを含んでいます。
以下に、中国の国家発展改革委員会 中華人民共和国品質監督検験検疫総局の政務公告である「令第 17 号」及び「中華人民共和国エネルギー効率ラベル適用製品目録」の第 10 次品目までが含まれた当該目録の和訳を掲載します。

なお、本年(2013 年)8 月 15 日に公布された SPDC,AQSIQ,CNCA 連合公告第 34 号により、実施規則の改訂が公表されたため、関連する改訂部分を反映し、更に過去からの変更部分を朱書き表示しています。

注 以下の訳文については JET が参考和訳したものですので、疑義がある場合には中国語の原文に準じてください。

国家発展改革委員会
中華人民共和国品質監督検験検疫総局

令第 17 号

中国の規制当局は、省エネルギー管理の強化、省エネ分野の技術の推進及びエネルギー効率を高める為、「中華人民共和国省エネ法」、「中華人民共和国品質法」、「中華人民共和国認証認可条例」の規定に基づき、「エネルギー効率ラベル管理弁法」を規定した。該当管理弁法は、7 月 13 日の国家発展改革委員会主任議会及び 8 月 11 日の国家質量監督検験検疫総局会議の審議によって決案し、2005 年 3 月 1 日から正式施行する。

公表日：2004 年 8 月 13 日
リンク先：
http://www.energylabel.gov.cn/NewsDetail.aspx?Title=%E6%94%BF%E5%8A%A1%E5%85%AC%E5%91%8A&CID=32&ID=596

エネルギー効率ラベル管理弁法

第一章総則

第一条　省エネルギー管理を強化し、省エネルギー分野の技術を推進する、エネルギー効率を高める為、「中華人民共和国省エネ法」、「中華人民共和国品質法」、「中華人民共和国認証認可条例」の規定に基づき、「エネルギー効率ラベル管理弁法」を規定した。

第二条　エネルギー効率ラベルとは、エネルギーを使用する製品に対し、エネルギー効率のレベル（クラス）等の性能を表示する、つまり、情報を表示するラベル制度である。製品の適合性マークの管理範疇である。

第三条　国家は、省エネ性の高い製品、使用範囲の広い製品に対し、統一されたエネルギー効率ラベル制度を実施すると規定した。国家は「中華人民共和国エネルギー効率ラベル実施製品の目録」（以下「目録」とする）を規定し公表する。統一された製品エネルギー効率技術基準、実施規則、エネルギー効率ラベルの仕様及び寸法を規定した。

第四条　「目録」製品について、製品本体若しくは製品最小梱包の目立つ位置に、統一したエネルギー効率ラベルを表示すべきであり、更に、製品の取扱説明書に説明を加えること。

第五条　「目録」製品の生産事業者或いは輸入事業者は、エネルギー効率ラベルを使用後に、国家質量監督検験検疫総局「以下“AQSIQ”とする」及び国家発展改革委員会（以下“NDRC”とする）の授権機関へ、エネルギー効率ラベル及び関連情報の届出を行わなければならない。

第六条　NDRC、AQSIQ 及び国家認証認可監督管理委員会（以下“CNCA”とする）は、エネルギー効率ラベル制度を確立し、エネルギー効率ラベル制度の実施を担当する。
地元の各政府管轄の省エネ管理部門（以下“地元省エネ管理部門”とする）、地元の品質技術監督部門及び出入境検験検疫機関（以下“地元 CIQ”とする）は、それぞれの責任範囲内において、管轄地域におけるエネルギー効率ラベルの使用に対する監督と検査を実施する。

第二章、エネルギー効率ラベルの実施

第七条　NDRC、AQSIQ 及び CNCA は、「目録」及び実施規則を規定する。NDRC 及び CNCA は、統一したエネルギー効率ラベルの仕様及び寸法を規定し公表する。

第八条　中国のエネルギー効率ラベルの正式名称は、「中国能効標識」（英文 : China Energy Label）という。エネルギー効率ラベルには、次の基本的な要素を含める必要がある。

（A）生産事業者名称または略称
（B）製品仕様及び型番
（C）エネルギー効率レベル
（D）エネルギー消費量
（E）使用するエネルギー効率の国家技術基準番号。

第九条　「目録」製品の製造事業者または輸入事業者は、独自の試験結果を使用するか、又は国の承認を受けた認可機関の認定試験機関に委託し試験を行う。エネルギー効率の国家基準に従い、製品のエネルギー効率レベルを確定する。

第十条　製造事業者又は輸入事業者は、国家が規定した統一のエネルギー効率ラベル仕様、寸法及び表記規定に従い、エネルギー効率ラベルの印刷及び使用を行う。製品の包装物、説明書及び宣伝資料に使用するエネルギー効率ラベルは、標準仕様より任意に拡大縮小し、表示は、鮮明でなければならない。

第十一条　製造事業者又は輸入事業者は、エネルギー効率ラベルを使用後、30 日以内に、授権された機関へ届出登録をしなければならない。申請は、手紙、電報、テレックス、ファックス、電子メールなどによって提出可能であり、提出資料は以下の通り。

(A) 生産事業者営業許可書或いは事業免許の登録証明書コピー、輸入事業者と海外製造事業者間の関連する契約書のコピー
(B) エネルギー効率のテストレポート
(C) エネルギー効率のラベルの見本
(D) ラベルの最初の使用日及びその他の関連資料
(E) エージェントを通じて届出登録資料を提出する場合、生産事業者または輸入事業者からの代行委任状を提出すること。

外国語資料については中国語翻訳を付属しなければなりません。全ての資料は中国語版を優先し、中国語に翻訳した内容に準ずること。

第十二条　エネルギー効率ラベルの内容に変更が生じた場合には、届出登録を再度提出する必要がある。

第十三条　製品のエネルギー効率の指標に異議が生じた場合には、企業は法律に従い、認可機関により承認された第三者試験機関に再試験を委託し、その試験結果を優先し最終結論とする。

第十四条　授権された機関は、定期的に届出登録に関する情報を公開し、生産事業者や輸入事業者が使用するエネルギー効率ラベルの再確認を行う。
エネルギー効率ラベルの届出登録は無料とする。

第三章　監督管理

第十五条　生産事業者や輸入事業者は、自ら使用するエネルギー効率ラベルに対し、情報の正確さに責任を持つ。また、偽造等の不正使用をしてはならない。

第十六条　販売事業者は、エネルギー効率ラベルが表示をされていない「目録」製品の販売を行ってはならない。また、偽造等によるエネルギー効率ラベルの不正使用をしてはならない。

第十七条　認可機関承認の試験機関は、製造事業者或いは輸入事業者の委託を受け、客観的及び公平であるべきである。正確な試験結果を保証し、それに関連する法律責任を負い、また、製品に対する守秘義務を負わなければならない。

第十八条　全ての企業及び個人は、エネルギー効率ラベルを利用した虚偽の宣伝や、消費者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

第十九条　AQSIQ 及び NDRC は、それぞれの職責に従い、「目録」製品に対する製品検査を実施し、エネルギー効率のラベル情報の確認及び検証を行う。

第二十条　「目録」製品の製造事業者、販売事業者及び輸入事業者は、監督検査を受けなければならない。

第二十一条　全ての企業及び個人は、本管理弁法に対する違反行為について、地元省エネ管理部門及び地元 CIQ へ通報することができる。地元省エネ管理部門及び地元 CIQ は、迅速な対応による調査及び処理を行い、また、通報人に関する情報に対し守秘義務を負う。

第四章　罰則

第二十二条　地元省エネ管理部門及び地元 CIQ は、「中華自民共和国省エネ法」の関連規定に従い、それぞれの職責範囲内において、本管理弁法に対する違反行為について処罰を行う。

第二十三条　本管理弁法の規定に違反し、製造事業者或いは輸入事業者が、表示すべきエネルギー効率ラベルを表示していない場合には、地元省エネ管理部門或いは地元 CIQ は、期限内に改善するよう命じ、期限過ぎても改善されていない場合には通告を行う。

第二十四条　本管理弁法の違反について、以下のいずれかの状況がある場合には、地元省エネ管理部門或いは地元 CIQ は、期限内に改善或いはエネルギー効率ラベルの使用を中止するよう命じる。状況が深刻な場合には、地元 CIQ により一万人民元以下の罰金を科す。

(一) エネルギー効率ラベルの届出登録が行われていない。変更届を提出すべきものについての手続きが行われていない。
(二) 使用されたエネルギー効率ラベルの仕様及び寸法が、指定された要件を満たしていない。

第二十五条　エネルギー効率ラベルの偽造、詐欺、隠蔽行為及びエネルギー効率ラベルを利用した虚偽の宣伝や、消費者に対し誤解を与えるような行為に対し、地元 CIQ は、「中華人民共和国省エネ法」及び「中華人民共和国製品質量法」並びにその他の関連法規の規定に従い処罰を行う。

第五章　附則

第二十六条　本管理弁法の解釈は、NDRC 及び AQSIQ が責任を持つ。
第二十七条　本管理弁法は、2005 年 3 月 1 日から施行するものとする。

中華人民共和国エネルギー効率ラベル適用製品目録

（第一次品目）
NDRC2004年第71号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	家庭用電気冷蔵庫	電動機駆動コンプレッサ式、家庭用冷蔵庫（500L以上の冷蔵庫を含む） 適用外製品： 埋め込み式冷蔵庫、透明ドア付きの展示用或いはその他の特殊用途の電気冷蔵庫製品	GB12021.2-2003 (現行： GB12021.2-2008)家庭用電気冷蔵庫のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2005年3月1日
2	ルームエアコン	空気冷却式のコンプレッサを使用、全密封式モーターコンプレッサ、冷房能力が14000W以下、気候類型がT1タイプのエアコン。 移動式、インバータ式、マルチエアコンには適用しない。	GB12021.3-2004 （現行： GB12021.3-2010） 屋内型エアコンのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2005年3月1日

（第二次品目）
NDRC2006年第65号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	電気洗濯機	定格洗濯容量が 13Kg 以下の家庭用電気洗濯機。 1.0Kg 以下の洗濯機、脱水機能なしの一槽式洗濯機及び洗濯機には適用しない。 公告 2013 年第 34 号の改訂情報： 定格洗濯容量が 13Kg 以下の家庭用電気洗濯機。 適用外の製品：1.0Kg 以下の洗濯機、脱水機能なしの一槽式洗濯機及び攪拌式洗濯機。 洗濯乾燥機は、洗濯機能のみ対象とする。	GB12021.4-2013 電気洗濯機のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日
2	パッケージユニット方式エアコン（Unitary Air Conditioner）	定格冷房能力7100W以上、モーター駆動コンプレッサを使用するパッケージユニット方式エアコン、エアダクト空調及び屋上式空調ユニット。 マルチエアコン（ヒートポンプ式）及びインバータ式エアコンは適用しない。	GB19576-2004パッケージユニット方式エアコンのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2007年3月1日

（第三次品目）
NDRC 2008年第8号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	安定器内蔵型蛍光灯	定格電圧 220V、周波数 50Hz、交流電源，公称消費電力 3W～60W、スクリューランプホルダー或いは差込式ランプホルダーを使用する、家庭用及び類似用途の汎用照明用のもの。制御開始と点灯を安定させる部品を一体化した安定器内蔵型蛍光灯。 シェル付きのセルフバラスト蛍光灯は適用しない。	GB19044-2013 安定器内蔵型蛍光灯のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日
2	高圧ナトリウムランプ	屋内及び屋外照明に使用し、透明ガラス外郭付きで、定格消費電力が50W、70W、100W、150W、250W、400W、1000Wの汎用高圧ナトリウムランプ	GB19573-2004高圧ナトリウムランプのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2008年6月1日
3	中型、小型三相非同期モーター	電圧が690V以下で50Hzの三相交流電源給電であり、エネルギー効率レベルが2級及び3級では定格効率（消費電力）が0.55kW-315kW範囲内で、エネルギー効率レベルが1級では定格効率（消費電力）が3kW-315kW範囲内。 極数が2極、4極、6極のシングルスピード密閉セルフ扇冷却タイプ、N設計の汎用電動機或いは汎用防爆電動機	GB18613-2006中型、小型三相非同期モーターのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2008年6月1日
4	冷水機ユニット	モーター駆動式コンプレッサを利用し、蒸気を圧縮する循環冷水ユニット（ヒートポンプ）ユニット	GB19577-2004冷水機ユニットのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2008年6月1日
5	家庭用ガス瞬間湯沸器及びガス給湯器	熱負荷70kw以下の家庭用ガス瞬間湯沸器（冷却凝縮式温水器を含む）とガス加熱方式の給湯器。ガスタンク式温水器には適用しない。	GB20665-2006家庭用ガス瞬間湯沸器及びガス給湯器のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2008年6月1日

（第四次品目）
NDRC2008年第64号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	インバータ式屋内型エアコン	空気冷却凝縮装置、全密封式電動モーターコンプレッサ搭載タイプのもので、また、冷房能力が14000W 以下及び気候類型がT1のインバータ式ルームエアコン。適用しない製品：可搬式エアコン、マルチエアコン、エアダクト付きエアコン。注：インバータ式ルームエアコンは、交流インバータ式、直流調速式又はその他のコンプレッサの回転速度を調節できる方式を含む。容量制御型ルームエアコンは、上記を参照して実施する。	GB21455-2013 インバータ式屋内型エアコンのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日
2	マルチエアコン（ヒートポンプ）ユニット	気候類型がT1のマルチエアコン（ヒートポンプエアコン）。 冷却循環システムとマルチ冷却循環システムのものには適用しない。	GB21454-2008 マルチエアコン（ヒートポンプ）ユニットのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2009年3月1日
3	貯水式電気温水器	貯水式電気温水器に適用する。 電気加熱の補助機能付きの新エネルギー利用の温水器、ヒートポンプ温水器には適用しない。	GB21519-2008 貯水式電気温水器のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2009年3月1日
4	家庭用IHクッキングヒーター	単一又は複数の加熱ユニット付きのIHクッキングヒーター（システムキッチンに組み込まれるIHクッキングヒーターを含む）で，各加熱ユニットの定格消費電力が700W～2800W。 業務用IHクッキングヒーター、電源周波利用のIHクッキングヒーター、凹みタイプのIHクッキングヒーターには適用しない	GB21456-2008 IHクッキングヒーターのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2009年3月1日
5	パソコンモニター	通常の電力給電網システムの電圧で正常に動作が可能で、汎用パソコンに使用するブラウン管モニター設備（以下CRTモニターとする）及び液晶モニター設備（以下LCDモニターとする）に適用する。また、チューナー／レシーバー付きで主にパソコンと接続するパソコンモニター製品。汎用パソコンの家庭用、事務用デスクトップ式コンピュータ、インテリジェント測定器用制御パソコン、ネットワークパソコン等にも適用する。 各製造工程及び機械・電機設備、工程設備に対し測定及び制御を行う工業用制御パソコンには適用しない。	GB21520-2008 パソコンモニターのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2009年3月1日
6	コピー機	通常の電力給電網システムの電圧で正常に動作が可能で、コピーサイズがA3以下の汎用静電コピー機及びコピー機能を基本とする複合機（デジタル複合機、プリンター機能付きの複合式コピー機、カラーコピー機等）。	GB21521-2008 コピー機のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2009年3月1日

（第五次品目）
NDRC2009 年第 17 号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	自動炊飯器	電熱部品を加熱源とし､常圧で動作する消費電力2000W以下の自動炊飯器	GB12021.6-2008 自動炊飯器のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2010年3月1日
2	交流電気扇風機	単相での定格電圧は250V以下、その他の定格電圧は480V以下、交流モーターで駆動する卓上扇、マイコン扇、壁掛扇、座敷扇、フロア扇、天井扇。 具体的な適用範囲は： 1. 200~600mmのコンデンサ式卓上扇、マイコン扇、壁掛扇、座敷扇、フロア扇 2. 200~250mmのくま取り式卓上扇、マイコン扇、壁掛扇、座敷扇、フロア扇式天井扇 3. 900~1800mmの天井扇	GB12021.9-2008 交流電気扇風機のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2010年3月1日
3	交流コンタクタ	定格周波数50Hz、定格動作電圧380V（400V),定格動作電流6A～630Aの直動式、三極電磁式、制御回路入力電源が交流を主体とする一体型交流コンタクタ。 外付けの節電用付属装置､家庭及び類似用途のコンタクタ及び半導体コンタクタ(ソリッドコンタクタ）には適用しない。	GB21518-2008 交流コンタクタのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2010年3月1日
4	容積変化型エアーコンプレッサ	GB19153の現在有効なバージョンに規定されているモーター駆動の小型ピストン往復式エアーコンプレッサ､ドライオイルフリー式往復エアーコンプレッサ､汎用固定タイプの往復式エアーコンプレッサ､直付け可搬タイプのピストン往復式エアーコンプレッサ､汎用のスクリュー内部に油を注入したタイプのエアーコンプレッサ、汎用のシングルスクリュー内部に油を注入したタイプのエアーコンプレッサ､汎用のシリンダ内部に油を注入したタイプのエアーコンプレッサ、	GB19153-2009 容積変化型エアーコンプレッサのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2010年3月1日

（第六次品目）
NDRC2010年第3号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	電力変圧器	GB24790の現在有効なバージョンで規定され、定格周波数50Hz、電圧クラス35kV～220kV、定格容量3150kVA及び3150kVA以上の三相油入式電力変圧器。 乾式変圧器、高抵抗変圧器及びガス入式変圧器には適用しない。	GB24790-2009電力変圧器のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2010年11月1日
2	送風機	汎用遠心力及び軸流式換気ファン、工業用蒸気ボイラ用遠心力誘引式吸気ファン、発電所用軸流式換気送風機、エアコン遠心力換気ファンに適用する。 ジェットファン、横流式ファン、屋根上設置するファン等の特殊構造及び特殊用途の送風機には適用しない。	GB24790-2009送風機のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2010年11月1日

（第七次品目）
NDRC2010年第28号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	薄型テレビ	通常の電力給電網システムの電圧で正常に動作が可能な、地上波、有線、衛星及びその他のシミュレーション、デジタル信号受信、モデム及びモニターは、主要機能とする液晶テレビ及びプラズマテレビに適用する（薄型テレビという）。また、テレビの視聴を主な機能とし、テレビチューナーなし、テレビ製品として流通するモニター設備にも適用する。	GB24850-2013薄型テレビのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日
2	家庭及び類似用途の電子レンジ（マイクロオーブン）	周波数が産業科学医療用（ISM)周波数帯（2450MHz）の電磁波エネルギー及び電気抵抗部品で加熱するもの。定格入力消費電力が2500W以下の電子レンジ、オーブン機能付き及び熱風の対流によるグリル機能付電子レンジに適用する。 商業用電子レンジ、工業用電子レンジ及びレンジフード付きの電子レンジには適用しない。	GB24849-2010家庭及び類似用途の電子レンジのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2011年3月1日

（第八次品目）
NDRC2011年第22号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	プリンター、ファクス機	220V、50Hzの電力網の条件時に正常に動作するものに適用する。印刷速度が70ページ/min以下、標準印字幅の一般用途のプリンター、ファクス印刷或いはファクス機能を基本機能とするマルチ機能の複合機に適用する。電池駆動或いはネットワークコネクタ（例：USB、IEEE1394等の接続口）で給電するもの、又はデジタルフロントエンド(DFE)製品には適用しない。	GB25956-2010 プリンター、ファクスのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2012年1月1日
2	デジタルテレビ受信機	汎用デジタルテレビ受信機（以下、受信機という）に適用する。適用範囲：220V、50Hzの電力網の条件時に正常に動作するもの。ケーブル放送受信機、地上波受信機及び衛星放送受信機を含む。	GB25957-2010デジタルテレビ受信機（セットトップボックス）のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2012年1月1日

（第九次品目）
NDRC2011年第22号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	リモートコンプレッサーユニット冷蔵ショーケース	食料品販売及び陳列を使用目的とするリモートコンプレッサーユニット冷蔵ショーケース。 冷却機能付きの自動販売機及び非小売冷蔵ショーケースには適用しない。	GB26820.1-2011 商業用冷却器具類のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル 第一部：リモートコンプレッサーユニット冷蔵ショーケース	2012年9月1日
2	家庭用太陽光温水システム	蓄熱タンクの容量は、0.6m³以下の家庭用太陽光温水システム	GB26969-2011家庭用太陽光温水システムのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2012年1月1日

（第十次品目）
NDRC2012年第39号公告

番号	製品名	適用範囲	適用規格	実施日
1	マイクロコンピューター	本規定は、汎用デスクトップ式コンピュータ、モニターで表示する機能持つ一体型デスクトップ式コンピュータ（以後一体型パソコンという）、及びノートパソコン（携帯型パソコン）に適用する。 ワークステーションや、工業用制御パソコン（IPC）、二つ或いは二つ以上の独立図形表示ユニットを持つマイクロコンピューター、電源の定格消費電力 750W 以上のマイクロコンピューター、モニターの対角線は、0.2946m(11.6 インチ)のノットパソコン及び一体型パソコンには、適用しない。	GB28380-2012 マイクロコンピューターのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年2月1日

公告第 2013 年第 34 号：エネルギー効率ラベルの実施規則について、以下の改定がありました。最新の対象範囲及び適用規格、実施開始日は、以下の通りです。

製品名	適用範囲	適用規格	改訂後の実施日
電気洗濯機	定格洗濯容量が 13Kg 以下の家庭用電気洗濯機。 適用外の製品：1.0Kg 以下の洗濯機、脱水機能なしの一槽式洗濯機及び攪拌式洗濯機。 選択乾燥機は選択機能のみ対象とする。	GB12021.4-2013 電気洗濯機のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日
安定器内蔵型蛍光灯	定格電圧 220V、周波数 50Hz、交流電源，公称消費電力 3W～60W、スクリューランプホルダー或いは差込式ランプホルダーを使用する家庭用及び類似用途の汎用照明用のもの。制御開始と点灯を安定させる部品を一体化した安定器内蔵型蛍光灯。 シェル付きのセルフバラスト蛍光灯には適用しない。	GB19044-2013 安定器内蔵型蛍光灯のエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日
インバータ式屋内型エアコン	空気冷却凝縮装置、全密封式電動モーターコンプレッサ搭載タイプのもので、冷房能力が 14000W 以下及び気候類型が T1 のインバータ式ルームエアコン。 適用しない製品：可搬式エアコン、定速式エアコン、マルチエアコン、エアダクト付きエアコン。 注：インバータ式ルームエアコンは、交流インバータ式、直流調速式又はその他のコンプレッサの回転速度を調節できる方式を含む。容量制御型ルームエアコンは、上記を参照して実施する。	GB21455-2013 インバータ式屋内型エアコンのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日
薄型テレビ	通常の電力給電網システムの電圧で正常に動作が可能な、地上波、有線、衛星及びその他のシミュレーション、デジタル信号受信、モデム及びモニターを主要機能とする液晶テレビ及びプラズマテレビに適用する（薄型テレビという）。また、テレビの視聴を主な機能とし、テレビチューナーなしでテレビ製品として流通するプラズマテレビモニター設備にも適用する。	GB24850-2013 薄型テレビのエネルギー消費効率限定値及びエネルギー消費効率レベル	2013年10月1日

お問い合わせ先
東京事業所 国際業務担当グループ
TEL: 03-3466-9818／FAX: 03-3466-5142
E-mail: kokusai@jet.or.jp